

(介護予防) 訪問リハビリテーション しばさき在宅リハビリテーションクリニック 運営規程

第1条 医師柴崎孝二が開設するしばさき在宅リハビリテーションクリニック（以下「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 しばさき在宅リハビリテーションクリニックが開設する訪問リハビリテーション事業所及び介護予防訪問リハビリテーション事業所が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションは、その利用者が要介護、要支援状態となった場合においても、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、言語聴覚療法などの必要なリハビリテーションを行うことにより、出来るだけ自宅で過ごせるよう日常生活機能の維持又は向上を目指すことを目的としています。

(運営の方針)

第3条 利用者の日常生活機能の維持、向上を目指し、要支援もしくは要介護状態の軽減や悪化の防止に資するようその目標を設定し、リハビリテーションを計画的に行い、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。また、事業の実施にあたっては、利用者の所在する区、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 : しばさき在宅リハビリテーションクリニック
- (2) 所在地 : 東京都台東区千束2-21-3 廣野第二ビル2階

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 指定訪問リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、指定訪問リハビリテーション等の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者の職種及び員数

医師	1名以上（常勤1名以上）
看護師	1名以上
理学療法士	2名以上
作業療法士	0名以上
言語聴覚士	0名以上
事務職員	2名以上

従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日～土曜日までとする（祝日を除く）。
- (2) 営業時間：午前9：00～12：00 午後13：00～17：00とする。

(利用料等その他の費用の額)

第7条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その額の1割、2割又は3割とする。

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、台東区、墨田区、荒川区、文京区、千代田区、中央区とする。

(相談・苦情処理)

第9条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故発生時の対応)

第10条 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 当事業所は、従業者の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整

備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はしばさき在宅リハビリテーションクリニックが定めるものとする。

附 則

この規定は、令和6年6月1日から施行する。